

六ヶ所村自動車急発進防止装置整備費補助金 制度開始のお知らせ

六ヶ所村では後付けで急発進防止装置を設置した方を対象に、費用の一部を助成します。

装置の購入＋設置費用の9割、最大9万円を補助

(例) 装置購入及び取付費用が6万円

6万円×9割＝54,000円 (村補助分)

* 国からのサポカー補助金を受けられる場合は国補助金分を除きます

(例) 装置購入及び取付費用が6万円、国の補助分が4万円

(6万円－4万円)×9割＝18,000円 (村補助分)

■対象となる村民の要件

- 村に住所を有する65歳以上の人
- 有効な運転免許証を有している人
- 村民税（住民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税）を滞納していない人
- 認知症の診断を受けていない人

■対象となる車両

- 自動車車検証に「自家用」と記載されたもの
- 自動車車検証の「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者と同一の氏名が記載されているもの

■注意事項

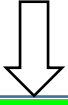
- 1人につき1台まで助成可能です



- 急発進防止装置の**購入及び取付に要した費用のみが対象**です。(自動車の故障箇所の修理、補修又は改良若しくは改造に要する経費は除きます。)

補助金の申請から交付までの流れ

①取付事業者へ相談し、見積書を依頼



②村に補助金交付申請

【必要書類】

- 見積書
- 自動車車検証の写し
- 自動車運転免許証の写し（有効な運転免許証）
- 急発進防止装置の名称及び補助対象経費（装置の購入及び取付けに要する費用）が確認できる書類（事業者が発行するものに限ります）
- お薬手帳の写し



③村から交付決定通知書が届きます。通知書が届いたら
装置を取り付け



④村に実績報告書を提出

【必要書類】

- 領収書の写し
- 急発進防止装置の機能が確認できる書類の写し
- 取付前及び取付後の状態がわかる書類

* 国のサポカー補助金を受けられる場合は、補助金分を除いた領収書を発行してもらって下さい。

* 村内の事業者へ実績報告及び請求書の提出を委任することができます。その場合は委任状を記入し、提出して下さい。



⑤村から補助金額確定通知書が届いたら請求書を提出

代理受領の場合⇒事業者へ補助金を振込

申請者が受領する場合⇒申請者に補助金を振込